

日本労働ペンクラブ「労働遺産認定事業」説明資料

2024年11月

日本労働ペンクラブ

労働遺産認定事業について

日本労働ペンクラブは創設40周年の新規事業として、2022年度総会より「労働遺産認定事業」を開始しました。労働者の権利の確立、労働条件の向上、雇用の改善、生産性向上などに寄与したと認められる組織・活動、遺構、記念碑、歴史的文書類等について、その意義と価値を認識し、継承・保全することの重要性を広く社会に発信し、働く現場の歴史を後世に伝承することを目的とした事業です。

2022年度以降3回の総会において、大原社会問題研究所の「神戸川崎・三菱大争議の実写フィルム」、日本労働会館の「日本労働運動発祥之地石碑」、倉紡記念館等の「戦前実業家の労働理想主義による労働環境改善と社会貢献」関係資料、清水港湾博物館の「最低賃金全国第一号記念碑」など、6件18点について労働遺産認定を行い、認定証などを交付しています。（詳細は裏面参照）



大原社研所蔵の神戸川崎・三菱大争議の実写フィルム



日本労働運動発祥之地石碑と煉瓦



倉紡記念館所蔵の資料

連絡先 日本労働ペンクラブ 西澤昇治郎（代表代理）、浅井茂利（幹事）
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-23宗保第2ビル2階
ホームページ：<https://roupen.club/>
e-mail：jlpc503@peach.plala.or.jp

労働遺産認定の手順

- ①幹事会が会員の中より選任した委員（若干名・任期2年）より構成される「労働遺産認定委員会」は、会員より認定申請された案件について、申請内容を適切に審査する。必要な場合には、現地調査や専門家等の意見聴取なども行う。
- ②労働遺産認定委員会は、労働遺産として適切であると判断した申請案件に関し申請者を通じて労働遺産の管理者・所有者等の意向確認を行ったのち、審査結果を幹事会に答申する。
- ③幹事会は、労働遺産認定委員会の答申について審議し、労働遺産として適切であると判断した申請案件に関し、総会において労働遺産認定を提案することを決定する。なお、幹事会は決定後速やかに、労働遺産の管理者・所有者等に対し、内定通知を送付する。
- ④総会は、幹事会からの提案を審議し、労働遺産認定の最終決定を行うとともに、認定された労働遺産の管理者・所有者等に認定証を交付する。
- ⑤幹事会は、労働遺産認定に関し速やかに公表を行うとともに、周知を図るべく広報活動を展開する。

（スケジュール）

| | |
|--|-----------------------|
| 申請の受付 | 5月10日～7月10日（労働遺産事務局着） |
| 労働遺産認定委員会での審査 | 7月下旬～10月上旬 |
| 管理者・所有者等への意向確認 | 10月上旬～中旬 |
| 労働遺産認定委員会から日本労働ペンクラブ 幹事会への答申、幹事会による決定（内定） | 10月下旬 |
| 管理者・所有者等に対する通知 | 11月上旬～下旬 |
| 記者会見など報道機関への広報活動 | 12～1月 |
| 最終決定、認定証の交付 | 1月（日本労働ペンクラブ総会） |

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定要綱

- 1（目的） 時代とともに働き方も大きく変容しているが、労働者の基本的権利を定着させ行使し、安心・安全な職場環境や生活向上を目指す労働現場は不変である。日本労働ペンクラブ（以下「労ペン」と称す）の「労働遺産」認定は、労ペン会員各位が労働にかかわる諸課題の調査・研究を通して労働遺産を発掘し、その意義と価値を認識し継承、保全することの重要性を広く社会に発信し、働く現場の歴史を後世に伝承することを目的とする。
- 2（対象） 労働者の権利、労働条件の向上など労働基本権の確立過程や雇用の改善、生産性向上など労働に関する労使等の取り組み成果・課題解明に積極的に寄与していると認められる諸分野を主な対象とする。具体的には今後継承できる組織・活動、遺構、記念碑、歴史的な文書類等である。なお、労働遺産は労働運動、経営者それぞれの立場から顕彰されるものとは必ずしも一致しない。「産業遺産」「市民運動」などとは一線を画すが、労働遺産に関連する案件については、その限りではない。
- 3（申請） 労ペン会員は、上記の内容を満たすと思われる案件を、関連諸資料等を付記し、別紙労働遺産認定申請書により労ペン代表宛に申請することができる。
- 4（認定手続き） 認定については
 - ①会員（若干名）による「労働遺産認定委員会(仮称)」を設け、必要に応じ各界専門家等の意見も参考にしながら労働遺産候補を協議、推薦する。
 - ②それを受け労ペン幹事会が労働遺産として認定を承認、総会で決定し認定証を交付・公表する。

なお、認定に当って当該労働遺産に関わる今後の保全・管理等については、直接関与するものではない。
- 5（別紙申請書） 必要項目は原則次の通りとする。
 - ①表題：日本労働ペンクラブ労働遺産認定登録申請書
 - ②提出先：日本労働ペンクラブ代表あて
 - ③申請日
 - ④対象名・所在地・代表者連絡先
 - ⑤申請者名（会員）・連絡先
 - ⑥申請内容・理由
 - ⑦その他（現地調査概要・関連資料・第三者評価など）

2021年1月12日制定